

# 年金記録問題へのこれまでの取組と今後の対応

平成26年6月23日  
厚生労働省年金局  
日本年金機構

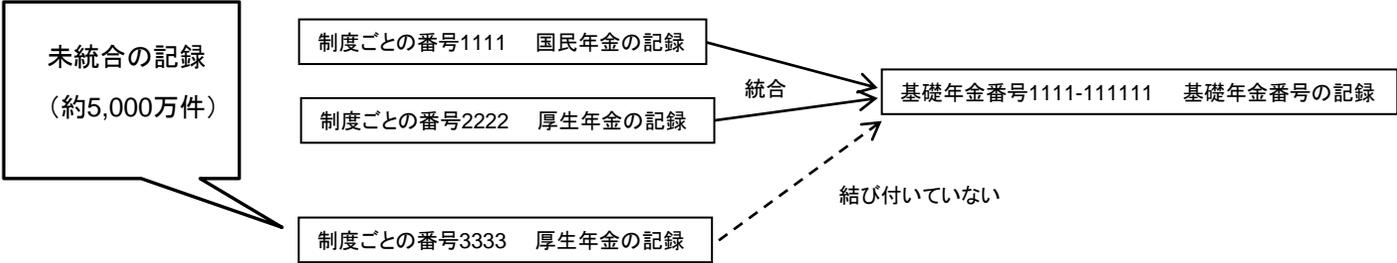
# 年金記録問題の概要

未統合記録 (5, 095万件)  
問題

## <基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題>

- 年金記録は平成9年以降、国民一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理されているが、平成18年6月時点で、どの番号にも結び付いていない約5,000万件の年金記録が存在

(未統合の記録のイメージ図)



記録の内容に誤りがある問題

## <誤りのあるオンライン記録の問題>

- 年金記録は当初、紙台帳で管理されていたが、その後、コンピュータによる管理方法に順次変更された。その際、紙台帳の記載内容が正しく移し換えられず、誤っている記録が存在。
- 国の厚生年金記録と厚生年金基金が保有する基金記録の内容が異なっている記録が存在。

# 年金記録問題を解決するための取組

## ○未統合記録（約5,000万件）問題への対応

年金記録は、平成9年から、国民一人に一つの番号（基礎年金番号）で管理されているが、どの基礎年金番号にも結びつかない約5,000万件の年金記録が国のコンピュータの中にあることを、平成19年に国会に報告。



○「ねんきん特別便」などにより年金記録を送付し、ご本人に確認いただいた上で、年金記録を回復

- ・未統合記録5,095万件のうち、26年3月時点で、
  - ◇ 解明された記録：約3,012万件（基礎年金番号に統合済みの記録1,771万件、死亡者等の記録1,241万件）
  - ◇ 解明作業中又は、特別便の回答が未回答であったり、持ち主の手がかりが得られないため未解明となっている記録：約2,083万件
- ・未解明記録の解明には、ご本人からお申出をいただくことが重要、そのため、
  - ◇ 平成25年1月より「ねんきんネット」で「持ち主不明記録」を検索できるサービスを開始するなど「ねんきんネット」の整備、利用促進
  - ◇ 引き続き「ねんきん定期便」等での年金記録の確認の働きかけ、
  - ◇ 27年10月からの受給資格期間短縮（25年→10年）に向けた呼びかけなどの対応を実施
- ・未統合記録等の持ち主確認についての能動的なアプローチ（検討中）

## ○記録の内容に誤りがある問題への対応

年金記録を紙台帳による管理からコンピュータによる管理に切り替えた際に（国民年金は昭和59年、厚生年金は昭和61年）、紙台帳の記載内容を正しくコンピュータに移し換えていない記録の存在が判明。



○紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業を実施（22年10月から開始）

- ・26年3月末時点で、対象者7,900万人分の突合せを終了。
- ・突合せの結果、記録訂正が必要となった方へのお知らせ送付についても、共済組合に照会中のケースなど一部の処理困難分（約6,000件）を除いて終了。
- ・26年度は、お知らせを送付した方からの回答を受け、記録訂正や再裁定を行う。  
※なお、今後、市町村から追加で提出される紙台帳については、随時、対応を行っていく。

○国の記録と厚生年金基金が保有する記録の突合せを実施（21年3月から開始）

- ・26年3月末時点で対象者約3,700万人分の突合せを終了。
- ・突合せの結果不一致があるものに係る年金機構の審査（約510万件）は終了し、お客様からの回答未了分（約500人分）を除き記録訂正を終了。

# 年金記録問題への取組と回復額等

( ) 内はデータの時点

課題	対策	回復人数など	
I 未統合記録 (5,095 万件) 問題	ねんきん特別便などの各種便 (26 年 3 月時点)	1,382 万人 (平成 18 年 6 月以降) 〔 受給者 716 万人 被保険者等 666 万人 〕	<p>記録訂正による受給者の年金額 (年額) の増額の累計 (平成 20 年 5 月以降)</p> <p>1,081 億円 (324 万件) (26 年 3 月)</p> <p>〔 増額となった方一件当たり平均 (年額) 約 3.3 万円 〕</p> <p>〔 65 歳から受給した場合の回復総額 (生涯額) 約 2.2 兆円 (26 年 3 月) 〕</p>
II 記載の内容に誤りがある問題	①紙台帳とコンピュータ記録の突合せ (26 年 3 月末)	189 万人 〔 回復見込額の累計 (年額) 約 304 億 8 千万円 増額となった方一人当たり平均 (年額) 約 1.6 万円 〕	
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ <22 年 6 月に終了>	8 万件 〔 増額となった方一人当たり平均 (年額) 約 1.4 万円 〕	
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ (26 年 3 月末)	55 万件 〔 ・ 国の記録が誤っているとして基金等へ回答した件数 (受給者、被保険者等の合計) ・ 一つのオンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを 1 件と計上 〕	
	④標準報酬などの遡及訂正 事案	2 万件戸別訪問調査 (従業員事案 1,602 件) <22 年 6 月に終了>  年金事務所段階における記録回復 (2 万件戸別訪問調査対象者以外を含む) (26 年 3 月末)	

(説明 1) 無年金者からの回復事例

- ・ 平成 20 年 5 月以降に無年金の状態から年金受給者となった方は、741 人 (平成 26 年 3 月)

(説明 2) 特例保険料の納付

- ・ 総務大臣のあっせんが行われた事例のうち、事業主から保険料の納付が行われたのは、53,639 件、約 55 億円 (平成 25 年 9 月) (納付を勧奨した件数 68,233 件のうち約 79%、特例納付保険料の総額約 84 億円のうち約 66%)

(説明 3) 65 歳から受給した場合の回復総額

- ・ 記録訂正による受給者の年金額 (年額) の増額の累計である 1,081 億円を、65 歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の 65 歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した額

# 未統合記録(5, 095万件)の解明状況

〈平成26年3月時点〉

## I 〈解明された記録〉

3, 012万件

- (1) 基礎年金番号に統合済みの記録 1, 771万件
- (2) 死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録 1, 241万件
  - ① 死亡者に関連する記録 689万件
  - ② 年金受給に結び付かない記録 552万件

人数ベース 1, 382万人

〔 受給者 716万人  
被保険者等 666万人 〕

## II 〈解明作業中 又はなお解明 を要する記録〉

2, 083万件

- (1) 現在調査中の記録 4万件  
(ご本人からの回答に基づき記録を調査中)
- (2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 843万件
  - ・ご本人から未回答のもの 312万件
  - ・「自分のものではない」と回答のあったもの 192万件
  - ・お知らせ便の未到達のもの 52万件
  - ・その他(注1) 287万件
- (3) 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 921万件
  - ～想定される例～
  - ・死亡していると考えられるもの
  - ・国外に転居していると考えられるもの
  - ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの
  - ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの
- (4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 314万件

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月～)  
・特別便、定期便が未到達の方に対して直近の住基情報と突合の上、再送付(24年2月～)

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月～)

ねんきんネットでの検索(25年1月末～)

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等

(注2) (4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

# 年金記録問題への今後の主な対応(全体像)

## 1 未解明記録約2,100万件への対応

(別紙「未解明記録(約2,100万件)への今後の取組み」)

- これらの記録の統合にはご本人からの申出が重要となることから、26年度以降も、引き続き国民に働きかける。
  - ① 「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等における記録確認の働きかけ
  - ② 未統合記録の検索もできる「ねんきんネット」の充実及び利用者拡大のための周知等
  - ③ 資格期間短縮(25年→10年)が、27年10月施行であること等も踏まえ、今後も3年間程度の呼びかけを継続
- 未統合記録等の持ち主確認についての能動的なアプローチ(検討中)

## 2 事務処理誤りの救済

- 年金機構のミス(説明誤り、納付書送付の遅れ等)で保険料納付等ができなかった者に対する特例納付手続の整備

【法改正】



## 3 年金個人情報訂正手続の創設

- 恒常的な年金記録の訂正手続を年金法に位置付け【法改正】、 「年金事業運営改善法案」を今国会に提出。26年6月4日成立

※中央に分科会、各地方厚生局に地方委員会を設置予定。

請求の受付は、これまでどおり、各年金事務所で行う。

## 4 厚生労働省「年金事業管理部会」の設置

- 年金記録問題を含め年金業務全般に関する調査審議を国民目線で行い、改善の提案を行うために、社会保障審議会「日本年金機構評価部会」を「年金事業管理部会」に改組。引き続き年金記録問題への対応のフォローを行っていく。

# 未解明記録(約2,100万件)への今後の取組

## 国民の皆様にご自身の年金記録を確認していただくための取組

1. 「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等による記録確認の呼びかけを実施
2. ご自身の記録確認および未統合記録を検索できる「ねんきんネット」の充実及び利用者拡大のための周知等
3. 受給資格期間短縮(25年→10年)に向けた呼びかけ  
※未解明記録の加入期間 1年未満約54%、5年未満で約9割

## 未統合記録等の持ち主確認についての能動的なアプローチ(検討中のもの)

1. 紙台帳とコンピュータ記録との突合せによって新たに判明した記録をお知らせしたが未回答である受給者の方への再度のアプローチ
2. 「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」の未回答の方に対する再度の回答のお願いの送付(定期便の活用)
3. 紙台帳検索システム活用前に年金事務所に記録の相談に来られたケースについてのサンプル調査

# 年金記録問題の経緯

平成19年	2月	○5,000万件の未統合記録の存在が明らかとなる(衆議院調査局予備的調査報告)
	6月	○総務省に年金記録確認第三者委員会設置
	12月	○ねんきん特別便(名寄せ特別便)送付開始(～平成20年3月)
平成20年	4月	○ねんきん特別便(全員特別便)送付開始(～平成20年10月) ○年金事務所段階での記録回復基準(確定申告書等がある国民年金事案など)
	5月	○年金加入記録確認のお知らせ(いわゆるグレー便)送付 ○国民年金特殊台帳突合せ開始(～平成22年6月)
	6月	○年金記録の確認のお知らせ(いわゆる黄色便)送付開始(～平成21年12月)
	10月	○標準報酬等の遡及訂正事案における2万件戸別調査開始(平成21年3月訪問調査終了)
	12月	○年金事務所段階での記録回復基準(標準報酬等の遡及訂正事案)
平成21年	3月	○共済組合等加入記録の確認のお知らせ(いわゆる茶色便)送付
	4月	○ねんきん定期便送付開始(毎年送付)
	10月	○年金記録回復委員会設置
	11月	○ねんきん特別便に関し、市町村の協力を得てフォローアップ照会を開始(～平成23年3月)
	12月	○受給者便(標準報酬記録)送付開始(～平成22年1月) ○年金事務所段階での記録回復基準(不適正な遡及訂正が行われた可能性のある6.9万件事案、一定の要件を満たす2年以下の未納期間についての国民年金事案)
平成22年	1月	○日本年金機構発足
	3月	○年金記録問題工程表策定(毎年改定)
	4月	○厚生年金基金記録との突合せ開始(～平成26年3月) ○年金事務所段階での記録回復基準(まだらの脱退手当金事案)
	9月	○年金未請求者に対する勧奨開始(毎年送付) ○脱退手当金の受領確認お知らせの送付
	10月	○紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始(～平成26年3月)
平成23年	2月	○ねんきんネットの運用開始
	10月	○年金事務所段階での記録回復基準(包括的意見に基づく記録回復基準、預り証がある国民年金事案など)
平成24年	2月	○ねんきん特別便などの再送付便発送開始(～平成25年3月)
	6月	○加入期間10年未満の黄色便の送付開始(～平成24年7月)
平成25年	1月	○未統合記録のねんきんネットでの検索サービス開始 ○気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(～平成26年3月)
	3月	○年金記録問題に関する特別委員会設置
平成26年	1月	○年金記録問題に関する特別委員会報告書 とりまとめ
	4月	○年金事業管理部会 設置

# 年金記録問題対策に関する経費の推移

(単位:百万円)

事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計	平成26年度
I ねんきん特別便等関係 (各種便の送付、専用ダイヤル、お客様への回答の処理等)	11,210	39,190	30,130	9,923	2,434	2,103	1,209	96,199	-
II 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係 (紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等)	-	5,740	24,368	27,223	61,714	50,965	25,038	195,049	3,641
III 厚生年金基金記録との突合せ関係 (突合せ作業等)	-	239	-	215	31	92	584	1,161	178
IV 標準報酬等の遡及訂正事案対応関係 (戸別訪問、相談対応等)	-	1,021	-	-	-	-	-	1,021	-
V ねんきんネット関係 (システム構築等)	-	-	-	1,246	1,997	1,845	2,069	7,157	74
VI 3号不整合対応関係 (システム構築等)	-	-	-	-	-	-	709	709	729
VII 年金記録問題対応のための体制強化等関係 (年金再裁定事務の迅速化、年金記録回復委員会、市町村が行う年金記録問題対策、適用・収納対策、記録問題対策に必要な人件費等)	-	-	2,475	17,329	26,004	24,614	29,596	100,017	6,419
合計	11,210	46,190	56,973	55,936	92,180	79,620	59,205	401,313	11,041

※ 各年度において年金記録問題経費として位置付けられたものを再整理したもの。19～24年度は決算、25、26年度は予算の数値を用いている。

※ 25年度予算と26年度予算の差の主な要因は、「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」の突合せが概ね終了したことによる委託費の減などによるものである。

※ 26年度予算については、上記に年金記録問題の再発防止や正確な年金記録管理に必要な経費を加えると、合計で146億円となる。